

人間環境大学大学院における修士論文および博士論文の提出様式等に関する規程

- 第 1 条 この規程は、人間環境大学大学院における修士論文および博士論文に関する取扱規程第 9 条の規定に基づき、修士の学位論文（以下「修士論文」という）および博士の学位論文（以下「博士論文」という）の提出様式等に関して必要な事項を定めるものとする。
- 第 2 条 修士論文および博士論文は、本学所定の表紙に修士論文または博士論文提出票を貼付して提出するものとする。
- 第 3 条 修士論文および博士論文は、A4 版用紙に印字する。字数と使用言語については指導教員の指導に従うものとする。
- 第 4 条 修士論文および博士論文には、A4 版用紙の要約文を添付するものとする。
- 第 5 条 修士論文および博士論文は、4 部（正 1 部・副 3 部）を提出するものとする。
- 第 6 条 修士論文および博士論文は、正本 1 部を学生に返却する。
- 2 人間環境大学学位規程第 12 条第 2 項の規定により、審査を修了した修士論文と博士論文は、製本し、本学附属図書館で保存し、一般閲覧に供する。
- 第 7 条 上記に定めるもののほか、必要な事項は各研究科委員会にて定める。
- 第 8 条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程（改正）は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程（改正）は平成 28 年 8 月 31 日から施行する。